



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 30(4), 227-230
Issue Date	1980-03-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16300
Type	bulletin (other)
File Information	30(4)_p227-230.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

昭和五四年一月二六日(金)午後一時半—五時

「最近の流通問題の動向」

報告者 実方謙二氏
出席者 二〇名

この報告では、まず、公正取引委員会の流通問題をめぐる最近の動きが紹介され、次に最近の流通系列化規制の強化の背景、流通系列化の競争制限効果、最近の実態調査の概要についての検討が述べられた。

公正取引委員会の最近の動きとして、自動車業界と、出版物流通での不公正な取引慣行に対して行政指導により是正の勧告がされたが、これは、最近の流通系列化に対する公正取引委員会の規制強化の動きの反映である。具体的には、独占禁止法研究会での検討作業の進行と自動車、家電などについての実態調査がある。

このように、流通系列化に対する規制の強化がとり上げられたのは、(1) 流通系列化が寡占的支配力の源泉の一つであり、公取委がこれまで進めて来た寡占規制を一步前進させるために流通系

列化の規制の強化が必要であること、(2) 流通系列化が、流通網を閉鎖的にし、外国製品に対する非関税解除となつていこと、(3) 流通系列化を背景として、中小企業に対する抑圧的行為が行われており、このような強者の力の濫用の規制が必要と考えられること、などの背景がある。

流通系列化の競争制限効果としては、基本的には、販売段階での競争の影響が生産者段階に及ぶことを遮断する点にあるが、それは、系列化により、(1) 製品差別化を弱体化し、(2) ブランド内競争を制限し、(3) 販売業者を従属化することにより価格交渉を弱める、などにより実現されている。その典型的な例として、自動車、家電の流通についての実態調査の紹介があり、問題点が指摘された。

昭和五四年一月二〇日(金)午後一時半—五時

「多民族国家におけるネーションビルディング——ソ連における民族問題」

報告者 伊東孝之氏
出席者 二五名

報告者は、一九七八年九月から一〇ヶ月間ソ連に滞在した際に、広く少数民族地域を旅行する機会があった。このときの見聞に基づいて、多民族国家におけるネーションビルディングという観点から、ソ連の民族問題を考察してみたい。ネーションビルディングとは、バイ、ドイッチュ、ペンディクス等の提唱にか

かるもので、近代のネーションは自然に出来上ったものではなく、被治者を政治体制に統合しようとする権力者の意識的な努力の所産とする考え方を指す。多民族国家においては、こうした統合の努力が失敗するケースが多いが、ソ連においては、少くとも今日までのところ一定の成功をおさめているように思われる。

(一) 権力構造と政治参加、政治的統合にとつてはおそらく最重要の問題であるが、残念ながら旅行者の見聞に基づいて語れるところは少ない。

(二) 経済統合と人口動態、ソ連においては、全体国家的経済統合が進んでおり、民族共和国は今日経済的にはほとんど単位をなしていない。にも拘らず、周辺民族共和国の方が中央ロシアよりも高い生活水準を享受しているという事実があり、少数民族が自己の共和国の外へ出ることを嫌う一方、ロシア人がより高い生活水準を求めて異民族地域に進出するという傾向を生んでいる。この結果、出生率の極端に低い沿バルト諸共和国においてはロシア人の人口比率が急増して問題化しており、逆に出生率の異常に高い回教徒系の諸共和国においてはロシア人の大量進出にも拘らずその人口比率が急速に低下していて、非ロシア化が進むものと思われる。

(三) 歴史教育、ソ連の民族地域を旅行すると、考古学的発掘、歴史遺跡の保存・修復、民族的記念日の祝賀等が大々的に行なわれているのが眼につく。民族的過去との同一性の追求は、ロシア人よりもむしろ少数民族において顕著である。これは、民族毎の歴

史的同一性を強調し、もって民族的な統合に役立てようとする努力の現われと見ることができよう。しかし、他方では、全体国家的統合のための歴史教育、すなわち、ソ連諸民族は古来から運命共同体をなし、共通の未来のために戦ってきたという観点に立つ特別の教育が行なわれている。とりわけ重要なのは、(イ) 征服というよりもむしろ解放としてのロシアによる少数民族地域併合史、(ロ) ソ連諸民族の共同の事業としてのロシア革命史、(ハ) 同じく大祖国戦争史、の三つであり、このなかでは最後のものもつともよくその目的に資しているように思われる。

(四) 文化政策、ソ連では、一方で母国語教育、民族文化保護育成が奨励され、他方で諸民族間の媒介語としてのロシア語の習得が義務づけられている。この政策は二言語主義と呼ばれ、各民族毎の政治的統合を推進すると同時に、全体国家的統合をはかるという目的に資している。二言語主義は、非対称的構造をとっており、少数民族にのみ強制されて、ロシア人には強制されない。二言語状態は自己目的ではなく、諸民族が「完全に融合」し、単一の「国際文化」を創出するに至る過程の一段階と見なされている。少数民族出身者は、二言語状態を通過して単一言語状態、つまりロシア語専用状態に至ることが期待されており、教育、結婚、移住政策等によつて促進されている。ソ連諸民族を個々人としてではなく、民族として同化傾向の強い順番に分類すれば、以下の如くなる。① 定住域をもたない民族（ユダヤ人、アルメニア共和国外のアルメニア人等）、② 文化的に遅れ、革命後はじめ

て自己の知識階級をもつようになつた人口の僅少な民族（パシキール人、ブリヤート・モンゴル人等）、(イ)スラヴ系諸民族（白ロシア人、ウクライナ人等）、(ロ)全く異質の文化的背景をもち、革命前の教育水準が低かつた人口の比較的多い民族（トルコ系回教徒諸民族、タジク人等）、(ハ)革命前から教育水準の高い非スラヴ系諸民族（エストニア人、ラトビア人、グルジア人等）。しかし、ロシア化政策は必ずしも成功していない。少数民族の文化的同一性は、もっぱら家庭生活あるいはフオークロアの世界に閉じ込められているものから、ほとんど公共生活全体を覆っているものに至るまで、実にさまざまの強度、さまざまの形で存在し続けており、たとえロシア化が表面的に進行していても、なんらかのきつかけで突然活力をとり戻す可能性が十分ある。また少数民族の教育程度が高まれば高まるほど、同化政策の成功のチャンスは狭まる傾向にある。同化政策による全体国家的統合は、必ずしも安定した基礎の上にあるとはいえない。

(四)国際環境との相互作用、ソ連の指導者は、ソビエト国家に属することが少数民族にとつて大きな安全保障上、経済上のベネフィットをもつことを絶えず強調し、国家のインテグリティを保とうとしている。しかし、そのようなベネフィットはおのずから個々の民族のおかれた国際環境とともに変化する。またこのような「理性」への訴えは、非合理的な感情の支配する民族運動において必ずしも説得力をもつとは限らない。(イ)アルメニア人のように具体的に外敵（トルコ）の脅威を感じている場合、あるいは中央ア

ジアの諸民族のように国際政治の主体となり得るといふ認識が弱く、ソビエト国家の経済的恩恵をなお強く感じている場合には、このような議論はかなり説得力をもっている。(ロ)バルト諸民族、ウクライナ人、白ロシア人のように伝統的な外敵（ドイツ、ポーランド）の脅威が薄らいでいる場合には、あまり説得力がない。(ハ)モルダビア人、アゼルバイジャン人のように、国境外に同系民族が住み、かつて統一国家を形成したことがある場合には、ベネフィットの計算よりも民族のインテグリティを求めめる欲求の方が強くなる恐れがある。

ソ連におけるネーションビルディングは、各民族毎の統合を全体国家において再統合するという重層構造をとっている。最近全体国家的統合が進んで、ソビエト国家に対応する「ソビエト民族」なるものが形成されつつあるといわれているが、これは疑問としなければならぬ。将来なんらかの理由でソ連の政治体制が弛緩した場合、真先に登場する自立的な政治集団は少数民族であると思われる。それが国家的分離を目指すか、地方自治の実質化で満足するか、それともアメリカにおけるエスニックな圧力集団の如きものに転化するか、今日予測することは難しい。いずれにせよ、国家と民族の両レベルにおける統合者としての共産党の立場は困難なものとならう。

昭和五四年一月二日(金)午後一時半—五時

「イギリス行政法と初期の行政法理論

——ダイシーからダナモア委員会(一八八五—一九三三年)」

報告者 古城 誠 氏

出席者 二八名

(1) イギリスにおいても、行政に関する特殊な法準則は旧くから存在し、また一九世紀後半以降はますますその重要性を増しつゝあった。ところがこれは、フランスやドイツと異なり、独立の法体系および行政裁判所という形をとらなかつたため、一九二〇年代に至るまでまともに研究されなかつた。しかし研究がなされなかつたからといって存在しなかつたわけではない。ダイシーは、イギリスには「行政法」が存在しないとのべたことで我国にもよく知られている。しかしよく検討すると、この命題は、イギリスには独立の行政法体系が存在しないとのべたものにすぎず、ダイシー自身、一九〇一年の論文以降は、イギリスにも行政に特殊な法準則が存在することは認めている。ただダイシーにおいては、こうした意味の行政法は論及されるにとどまり、研究されることになつたのである。

(2) 一九二〇年代になると、ようやくイギリス自体の行政法が検討の対象となつた。そしてこの検討においては、イギリスの行政法がかえつて欠陥の多いものであることが認識された。特に問題となつたのは、司法審査が権限逸脱事由に限定されてきたため、行政決定の統制が不十分であつたことである。ところがこれ

についての改革構想は、①行政決定自体を廃止せよというもの(ヒュアート)、②通常裁判所の審査を強化するためアピールを設けよというもの(アレン)、③通常裁判所による統制強化は、政策問題について不適切な介入を招くので、行政裁判所を設けよというもの(ロブソン)、④行政決定は議会によりすでに統制されており、それで十分だとするもの(行政部省)の四つに分れた。

(3) こうした論争を背景として、政府はこの問題についての改革案を作成するために、一九二九年にダナモア委員会を設置する。ダナモア委員会の報告はしばしば「法の支配」の立場に立つたものといわれるが、実際には④の立場に近いものである。それは、行政決定を司法決定と準司法決定とに区別し、後者については裁判所による統制強化を勧告しなかつた。おそらくこれは、準司法決定に関して裁判所へのアピールを設けると、裁判所による政策問題への介入が生ずると考えられたためであろう。かくして一九二〇年代には、行政決定に対する司法審査の重要性が認識され、またそれが十分なものではないことが問題となつたにもかかわらず、司法審査強化論は改革案としては採用されなかつたのである。